

東京都保管船舶処理委員会 議事録

第 4 回

日時 平成27年5月26日(火) 午前10時～10時40分  
場所 東京都庁第二本庁舎 10階 212会議室

事務局／委員の皆様がおそろいになりましたので、第4回保管船舶処理委員会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

委員の皆様をお招きしておりますので、まず冒頭で、東京都建設局河川部長よりご挨拶させていただきます。

河川部長／本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

日頃より東京都の河川事業に対しまして、ご理解ご協力賜り大変ありがとうございます。保管船舶処理委員会でございますけれども、前は平成26年の3月にお集まりいただきました。その後のトピックを一つ申し上げますと、昨年末に世界一の都市・東京を目指すため、10年間の工程表を示した東京都長期ビジョンを発表しております。河川事業につきましても色々と取り上げられております。大きく、一つは賑わいの創出、もう一つは安全安心の確保の二つの柱になるかと思っております。賑わいの創出という点で申しますと、隅田川筋が中心になりますけれども、舟運の活性化やテラスの連続化、あるいは夜間照明をやっていくと掲げておりまして、来月には両国の船着場を一般開放する予定になっております。これによりまして舟運の活用を通じて、東京の観光をますます盛り上げていきたいと考えております。それから、安全安心の確保という観点から申しますと、水門や堤防に守られた東部低地帯につきましても、最大級の地震が発生しても、その機能を損なわない耐震化事業も一生懸命やっていくこととしております。こうした事業を行うに当たりましては、船舶の適正化が必要になります。築地川につきましても、適正化を行ったおかげで、見違えるような水

辺環境となりました。我々は引き続き条例を活用しまして、不法船舶の処理を一生懸命進めて参りたいと考えております。本日でございますけれども、ご審議いただく内容は、前回でもご審議いただきました築地川の適正化に係る保管船舶の処理方針についてでございます。前回の委員会でご意見ちょうだいしまして、都といたしまして、保管船舶6隻のうち5隻の廃棄処分を行いました。残る1隻につきまして、二度にわたり売却手続きを進めましたが、残念ながら買受人が見つかりませんでした。本日は、この1隻をいかにして処理するかご審議いただく、ということでございます。この後、担当者から詳しいご説明を申し上げますが、皆様のご意見を伺った上で、都としての方針を決めていきたいと思っておりますので、忌憚のないご議論をいただくことをお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局／それでは、委員会に先立ちまして、事務局より簡単ではございますが、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

委員長を務めていただいております慶應義塾大学経済学部教授細田衛士委員でございます。

細田委員長／よろしくお願ひいたします。

事務局／続きまして、海洋ジャーナリストの桑名幸一委員でございます。

桑名委員／よろしくお願ひします。

事務局／続きまして、一般社団法人日本マリン事業協会専務理事の釣谷康委員でございます。

釣谷委員／よろしくお願ひします。

事務局／続きまして、日本中古艇協会副会長の大島博委員でございます。

大島委員／大島です。よろしく申し上げます。

事務局／続きまして、公益社団法人関東小型船舶安全協会会長の黒川暁博委員  
でございます。

黒川委員／黒川です。よろしく申し上げます。

事務局／また、本日は上智大学地球環境学研究所教授の織朱實委員、弁護士法人  
リレーションの伊東健次委員はご都合がつかず欠席となっております。

東京都保管船舶処理委員会は、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する  
条例」第13条に基づき知事の附属機関として設置され、第12条第4項及  
び第7項に基づき保管船舶を売却若しくは廃棄する際に、本委員会にあらか  
じめ意見を聴かなければならないとされております。

本委員会の委員総数は、先ほどご紹介しましたとおり、7名ございま  
す。本日は過半数を超える5名の御出席をいただいておりますので、東京  
都船舶の係留保管の適正化に関する条例施行規則第12条第5項により、  
委員会は成立しております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

上から順に、「東京都保管船舶処理議案 議案第1号」、説明資料といた  
しまして「第4回保管船舶処理委員会」、「保管船舶目録」、「保管船舶の売  
却状況及び今後の処理方針」、「築地川適正化に伴う保管船舶の処理状況」、  
参考資料といたしまして、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例及  
び同施行規則（抜粋）」「東京都保管船舶処理委員会運営要綱」「東京都保管  
船舶処理委員会委員名簿」の計8点の資料がございます。資料が不足して  
いる方はいらっしゃいますか。

なお、河川部長は所用のため退席をさせていただきますので、ご容赦願  
います。

河川部長／申し訳ございません。失礼いたします。

事務局／これからの議事につきましては、細田委員長に進行をお願いしたいと考えております。委員の皆様、ご異議はございませんか。（委員全員「異議なし」との発言）では、細田委員長、よろしく願いいたします。

細田委員／みなさん、おはようございます。大切な事ですのでよろしくお願い致します。

本日は、東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例第12条第7項において準用する第4項により、知事から移動した船舶の処理について意見を求められております。そこで、当委員会を開催するに当たり、保管船舶の処理の流れについて、説明いただき、続いて、築地川適正化から現在に至るまでの保管船舶の処理状況及び今後の処理方針について説明をお願いし、具体的に審議したいと存じます。

では、事務局から説明をよろしくお願い申し上げます。

事務局／配布した資料に沿って説明したいと思います。まず一枚目「第4回保管船舶処理委員会」ですが、事務局の説明にもありましたとおり、第4回保管船舶処理委員会の趣旨を説明した資料となっております。築地川に関しましては、平成25年6月に重点適正化区域からの船舶の移動を行いまして、6隻の船舶を保管しました。こちらについては、6月を経過しても所有者に返還できなかったということで、その後の処理について、船舶の価格鑑定を行った上で、第3回保管船舶処理委員会にかけまして、保管船舶の6隻のうち、5隻の廃棄、1隻の売却を決定したところであります。このうち、廃棄の決定をした5隻については、既に廃棄が終了しております。売却を決定した残り1隻の船舶については、売却を実施しましたが、買受人がないという状況になりましたので、この船舶については売却が

困難ということで処理方針を廃棄に変更したいと考えております。廃棄を行うに当たっては、改めて委員会のご意見を聴かなければならない、と条例第12条第7項において準用する第4項に定められておりますので、今回委員会を開催した次第です。今回の委員会については、前回の委員会と委員が同じということで、前回の内容を踏まえて議論していただきたいと思っております。

続きまして、資料「保管船舶目録」ですが、6隻の保管船舶のうち、資料下部にある5隻につきましては、廃棄が済んでおります。現在保管継続中の残り1隻につきましては、今回の議論の対象となる船舶となっております。

続きまして、3枚目の資料「保管船舶の売却状況及び今後の処理方針」に沿って、売却の処理経過を説明させていただきます。売却の対象となっているのは、目録のとおり、株式会社〇〇〇所有の船舶検査番号〇〇〇のヨットでございます。前回の委員会にかける前に、鑑定を行ったところ、三者平均で20万円でした。中身としては、A社0円、B社10万円、C社が50万円でございます。廃棄を行った船舶は全て価値なし、との評価でございましたので、廃棄しましたが、こちらの船舶については価値がありました。価値と保管費用と比較し、保管費用の方が高かったため、条例の売却条件に合致し、売却を実施しました。鑑定の中身としては、3者とも現在の状況で船舶を航行させることは不可能で、一定の整備をしなければ本来用途に供することは困難との補足がされておりました。売却の手続きですが、競争入札により実施しました。条例には売却に関する手続きが定められておりませんので、河川法の簡易代執行の規定を参考にしました。簡易代執行による保管物件の売却手続きとしましては、河川法施行令第3

9条に、競争入札に付して行わなければならないと規定されておりますので、その規定を準用して、条例売却を行いました。ただし、売却に当たりまして、条例の趣旨に鑑みて条件を付しました。

一つには、適正な保管場所を確保できることを挙げております。保管している船舶はもともと不法係留だったので、売却後、新たに不法係留になることを防ぐことを目的として、売却条件として適正な係留場所の確保を条件とさせていただきました。

もう一つは、瑕疵担保責任の免責です。先ほども申しあげましたとおり、鑑定結果の中で、整備を行わなければ航行を行うことができないことが明らかになっておりますので、鑑定書に列記されました、どこがどの程度損傷しているのか、を全て仕様書の中で明らかにしました。我々としましては、整備した上で売却するつもりはありませんでしたので、損傷状況を把握した上で買い受けてもらう、という形をとりました。

さらにもう一つが、所有権の移転登録については、買受人の負担と責任で行う、ということです。今回の売却は条例売却であり、差し押さえによる売却ではないため、差し押さえの場合のように嘱託登録による名義変更が行えません。したがって、元の所有者の名義のままでの売却となります。都が売却した後、買受人が所有者との折衝等によって、名義変更をしてもらう、という条件を付けました。

売却に伴う入札の参加要件ですが、東京都の契約事務規則が定められておりまして、競争入札に参加するためには、入札参加資格の登録をしている者でないと参加できない、という形になっております。登録をしている者の中から参加者を募る形となりますが、その中で船舶を取り扱う業者を特定しております。保管場所が港湾区域にあるということで、移動に当た

っては守らなければならない法令や場合によっては届出が必要になる場合がありますし、小型船舶の登録等に関する法律上の手続きについて、ある程度理解のある者でなければ、処理は難しいだろうということで、入札参加者資格名簿の中で、船舶の取り扱いのある業者を特定しております。

もう一つ、仕様説明会への参加を条件としまして、船舶の状態に関して、仕様書に明記したものの、実際に現物を見てみないと分からない部分もあると考えました。そこで、実際に現物を見ていただいて、船舶の状況を把握した上で、入札に参加していただきたい、と考えましたので、以上の2つを入札の参加条件とさせていただきました。

売却手続きの経過でございますが、平成27年2月24日に、競争入札の公表をしております。広く買受人を募る必要があると考えたため、あえて公表を行いました。公表したところ、参加の希望が少なかったため、結果的には我々の方から追加指名を行い競争ができる形にしました。3月11日が仕様説明会の当日でしたが、参加を希望した業者、我々が追加で指名した業者、いずれも不参加であったため、仕様説明会が不成立となりました。契約担当部署から改めて、希望者に確認をとったところ、入札を辞退させていただきたい、との話がありましたので、競争入札は不成立ということで案件は中止となりました。我々としては、一度競争入札が不成立となりましたが、入札参加資格者の中で、船舶を取り扱う業者で、希望もせず、指名もしなかった業者が残されておりましたので、その業者に対して、改めて随意契約をするために指名通知をさせていただいて、二回目の売却手続きをとりました。仕様説明会の日程を3月31日に設定しましたが、こちらの業者も説明会自体に参加しない、との申し出があったため、二回目の随意契約についても不成立となりました。二度売却しましたが、

買受人がありませんので、我々としては売却が見込めないと考えます。

処理方針の選択肢として、保管を継続するか、廃棄をするか、のどちらかとなりますが、保管を継続しますと、海上で沈まないように管理をしていかなければならず、その管理費用もかかります。現在保管している1隻を管理していく場合、一月あたり約10万円かかります。月に約2回程度点検を行い、船内に水が溜まっていれば、水を抜く等のメンテナンスを行っています。保管を続けていこうとすると、その分保管費用がかかってしまう、という問題がございます。

一方、廃棄に関してですが、条例に要件が二つございまして、一つは本来の用途に供することが困難なことがございます。この点につきましては、既に鑑定結果から明らかとなっているため、要件は満たしております。二つ目は、価額が著しく低いことですが、売却を試みたが買受人がないという状況をもって市場価値がないとの判断ができますので、こちらの要件も満たしていると考えております。廃棄に当たっての以上の2要件を充足しておりますので、我々としては、残る保管船舶1隻について、廃棄が妥当と考えております。

参考に、先ほどの売却手続きに関しまして、河川法の手続きを見ますと、簡易代執行で保管した物件に関しては、売却につき、買受人がない場合において、価格が著しく低いときは、同様に廃棄をする、という規定になっております。条例を制定する際も、この条文を参考にしたものと思われませんが、条件としては同じとなっております。

保管船舶処理委員会開催前に、所有者に委員会を開催すること、どのような名目で委員会にかけるのか、を所有者に通知することが条例に定められておりまして、平成27年5月1日に、通知を所有者宛てに送付したと

ころ、所有者からは期限までに意見書は提出されませんでした。所有者に対しては、我々も連絡をとりましたが、相手方には引き取りの意思もなく、都で廃棄を決定したのであれば異存はない、との返答がありました。我々は廃棄の方向で考えておりますので、今回議題を提出させていただきました。

参考までに、これまでの処理状況ということで、資料「築地川適正化に伴う保管船舶の処理状況」にて、平成25年6月26日の移動措置から現在に至るまでの経緯を時系列にしましたので、参考にしていただきたいと思います。説明は以上です。

細田／ありがとうございました。只今、ご説明のございました船舶1隻の廃棄につきまして、審議を行ってまいりたいと思います。保管している船舶1隻については、廃棄妥当ということでよろしゅうございますでしょうか。

(委員全員「異議なし」との発言) それでは、本日の会議録については事務局で作成していただき、私が確認した後に皆様に送付させていただきます。何かお気づきの点がありましたら、よろしく申し上げます。それでは事務局に進行をお返しします。

事務局／細田委員長、進行役を引き受けていただき、誠にありがとうございます。委員の皆様、東京都知事から付議された議案につきまして、ご審議いただき、誠にありがとうございます。

では、これをもちまして東京都保管船舶処理委員会を閉会いたします。本日はご多忙のところお集まり頂きありがとうございました。

以 上